

## 第4回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 平成31年 4月 5日(金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所北庁舎4階中会議室

・出席委員

	2番	金井邦雄	(会長職務代理者)
3番	角田郁夫	4番	原田良美
	6番	松井則雄	
7番	堀江正司	8番	本多弘
9番	中村光孝	10番	鶴淵君江
11番	宇敷和也	12番	清水文明
	(会長)	14番	見城 覚
13番	井上正文		
15番	小林由喜子		

・欠席

1番 白石淳一  
5番 遠藤由理子

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田重之
事務局次長兼農地係長	小野利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 2 4 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。本日の会議に、1 番白石淳一委員さん、5 番遠藤由理子委員さんから欠席の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長  
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 5 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 6 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、4 番原田良美委員、6 番松井則雄委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 2 7 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 農地の合意解約について
  - (3) 制限除外の農地移動について
  - (4) 農地法関係許可取消願について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 3 5 分
- 議案第 1 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。

なお、5番の案件は、「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、はじめに5番を除いて審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 不在者財産管理人とありますが、この方がこれを処分できるという権限の確認をどのようにとっているのか。所有機械がトラクター1台とあとはリース、労働力も兼業が2人で専業がない、こういう状況の中で第2項第1号で機械の能力、それから家族の状況から見て十分利用できるとなっておりますが、果たしてトラクター1台、それから兼業という状況でこういった判断が出来るのかどうか。

また、第2項第4号で概ね150日農作業に従事しているということですが、どこで150日従事していると判断が出来るのか。それから農地法第3条の目的は、耕作者が自ら耕作しうることを目的だと思いますが、1,056㎡を30万円で買える訳ですよ。

この方、不動産業をしていますが、これを例えば道路に面しているから農地転用して宅地化したいと考えたときに、宅地に出来るような場所だと思うんです。単なる推測でしかないですが、そこまで今の段階で考えなくてもいいですけど、大きな利益を得る目的での

所有権の移転も十分考えられるのではないのかと思うのです。

反対するわけではないですが、農業委員会としての目的と考えたときには、この案件についてこういったことを知りたいと思っの質問です。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

不在者財産管理人が裁判所へ権限外行為の申し立てを行っており許可されています。機械の所有状況と兼業の2人で150日の農作業が出来るかということですが、申請書記載のとおりであり、リースであっても問題なく耕作出来ると思われま。

3番

兼業で農業兼会社員となっていて、そういう中で150日とあるわけだから、申請書に書いてあるから良いというのであれば、どういった状況でも申告してあればいいということにはならないのかと思っている訳です。従事日数が書いてあるだけにはならないのかということ。

7番

これを証明なり確認をするならばこの方だけでなく、そのほかの案件も1件1件やらないとならないですよね。

9番

地元推進員に聞き取る等しかないのではないのか。

3番

いやいや、そこまではしなくて、商売をやっていて農業兼会社員でそういう中で150日という日数をすんなりと受けていいものか。

7番

それを考えることになると、この方に限らず全部やらないとならない。

事務局員

はい。150日農作業に従事しているということですが、1日のカウントをどのように捉えるかにもよると思っます。丸一日農作業

をしたら1日なのか、朝晩の水くれをしているから1日とカウントしていいものなのか。農地法では何時間以上の農作業に従事したら1日となる等の規程はないので、軽い作業も含めれば可能な日数にはなると思われます。こういった解釈も含めてご審議いただければと思います。

3番 はい。分かりました。以上です。

議長 ほかに。

無いようですので、2番の案件について

次に3番の案件について

4番の案件について

では、6番の案件について

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第18号については、5番の案件を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

続きまして、5番の案件の審議になりますが、先ほども申し上げましたとおり「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、9番委員の退席を求めます。

～ 9番委員 退室 ～

それでは、5番の案件について審議をお願いいたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ご意見等ございましたらお願いいたします。

13番 はい。議長。

議長 13番。

13番 これは確認ですが、今の説明で作付作物がトマトということで、もう譲受人が実際に借りてハウスで栽培しているということで良いでしょうか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 既にハウスは建てられていて栽培は行っています。また、既存のハウスは申請地を含め4筆にまたがって建てられていたので残りの2筆についても利用権の設定書を提出していただき賃貸借権を設定していただきました。

13番 はい。ありがとうございます。

議長 ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第18号の5番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第18号の「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の5番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

ここで9番委員の入室を認めます。

～ 9番委員 入室 ～

議長

次に議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第19号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第20号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。  
当初の計画、土地の所在、変更後の計画が同じなので1番、2番併せてお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第20号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。  
申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。  
次に議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 16件

事務局員 (議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。  
まず、1番の案件について  
  
2番の案件について



3 番の案件について

4 番の案件について

5 番の案件について

6 番の案件について

7 番の案件について

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

ここは群馬県で歩道の拡幅予定があると思いますが、このあたり確認はできていますか。

事務局

はい。

議長

事務局。

事務局員

県土木事務所へ毎月協議に行っています。すでに道路拡幅用地は分筆されており道路側の土地は県の所有となっています。

3 番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、8 番の案件について

9 番の案件について

10 番の案件について

3 番                    はい。

議長                    3 番。

3 番                    位置図、現地写真を見ると譲渡人が町の方へ寄付をするということですか。

事務局員              はい。

議長                    事務局。

事務局員              現地写真の赤枠のところは寄付を受ける土地になります。実際には今回寄付を受ける土地に沿って赤道がありますが、狭いため進入路を広げるためということになります。

3 番                    追加の質問ですが、申請用途が神社用地とありますが、その後町は神社に貸与するものですか。

事務局員              神社に貸すのではなく、譲受人が所有します。進入路の一番奥に神社が建立されています。

3 番                    そこまでは説明で聞いたんですが、その後神社に貸すことになるのではないのか。ということを知りたい。

7 番                    神社に行く道が狭いからそれを広げるんですよ。

3 番                    用途が神社用地及び進入路用地ということなので、神社としては、町から借りないと神社用地として使えないのではないのか。

7 番                    そういった法人格を有しているような大きい神社ではなくて、人はいなくてお堂が建っている様な、町で管理している神社です。

3 番                    はい。分かりました。

ほかに。

無いようですので、11番の案件について

12番の案件について

13番の案件について

14番の案件について

15番の案件について

13番 はい。議長。

議長 1番。

13番 説明の中で一般住宅用地ということですが、議案書に2棟ありますが、どのようなことでしょうか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 新築される住宅は1棟になります。申請地には、過去に許可を得ずに倉庫が3棟建築されていましたが、南側の2棟は今回の住宅建築のため取り壊してありますが、北側の1棟はそのまま残っているため2棟となっています。

13番 はい。分かりました。

議長 ほかに。

16番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第21号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時40分

## 6. 協議事項

## 7. 連絡事項

- (1) 農業委員・推進委員全体会議の開催について
- (2) 地要件設定書について
- (3) 平成31年度総会開始時刻等について
- (4) 違反転用事案新聞記事について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

## 8. 閉 会

終了 午後3時15分